

白川村新型インフルエンザ等対策行動計画  
第2版

令和8（2026）年6月

## 【白川村における本計画の経緯】

本計画は、次に挙げる各法令や手引き、計画、報告を参考に作成したものである。

- ・ 新型インフルエンザ等特別対策特措法
- ・ 国が作成した村町村向け「新型インフルエンザ等対策行動計画作成の手引き」
- ・ 岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ 白川村新型インフルエンザ等対策本部条例
- ・ 白川村業務継続計画（BCP）【自然災害編】【新型コロナウイルス感染症対応編】
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年度作成 第1版）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応時の白川村の取組みの成果

本計画で使用する用語は、国及び県の対策行動計画で使用されている用語の定義と同一である。

第1版と今回の改定までの間に、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行があった。本村の新型コロナウイルス感染症対応を振り返った結果では、流行の状況を把握しながら「迅速な対応」「情報共有」「柔軟性」をもって対応することの重要性が確認できた。

国や県からは次々に情報や通知が来たが、人流の多い都市部向けのものも多く、地域性を考慮した対応については本村で判断する必要があるがあった。

それらの経験を踏まえ、本計画は必要最低限の内容にとどめ、平時から把握しやすく、どのような状況であっても、村のいずれの課であっても全体像を把握でき、内容にアクセスしやすいよう時系列で記載している。

## 【計画の内容】

村の取り組み

準備期	2～3ページ
初動期	3～4ページ
対応期	4～6ページ
別表1：感染症発生時の各課の役割	7ページ
別表2：感染症発生時優先業務の整理	8～11ページ

## 村の取り組み

### 1 準備期（平時の対応）

準備期は、「第1段階（海外発生期）」に該当する。

#### (1) 実践的な訓練の実施

白川村（以下「村」とする。）は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

#### (2) 村行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 村は、行動計画を作成し、必要時見直しを行う。行動計画を作成・見直しをする際には、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。また、速やかに議会に報告するとともに、これを公表する。

イ 村は、新型インフルエンザ等を想定した業務継続計画（BCP）を作成し必要時見直しを実施する。

ウ 村は、新型インフルエンザ等対策について、全庁的に職員が携わる体制を準備する。

エ 白川村新型インフルエンザ等対策本部構成は、条例に定めたとおりとする。

対策本部長：村長

本部員：副村長、教育長、各課長

対策副本部長は、対策本部長が本部員の中から指名する。

#### (3) 国及び地方公共団体等の連携の強化

ア 村は、国、岐阜県（以下「県」とする。）と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

イ 村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県と連携し、業界団体や関連する学会等の関係機関と情報共有等の体制を構築する。

#### (4) 新型インフルエンザ等の発生前における村民への情報提供・共有

ア 村は、準備期から村民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う。

イ 村は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者に対する偏見・差別等に関する啓発を行う。

ウ 村は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けた場合、情報連携について村の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で確認する。

#### (5) 基本的感染対策の普及

村は、村民等に対して、感染症の特性を示すとともに、換気、及び屋内の微風維持、咳エチケット、マスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。感染が疑われる場合は、人と会わないなど感染を広げないようにすること、室内の換気、及び屋内の微風維持等について周知する。

- (6) 村は、平時から村民が感染症に備えられるための健康づくりを支援する。
- (7) 村は、平時から医師会・村内医療機関と連携し、感染症に対する診療体制について情報を共有する。予防接種体制を確認し接種が速やかに確保できるよう準備する。
- (8) 村は、事務分掌上の業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。備蓄については、災害対策基本法の規定による物資及び資材の備蓄と兼ねる。
- (9) 村は、事業者や村民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧める。
- (10) 村は、避難所の運営に必要な場所や資機材を確保するとともに、有事における体制や対応を確認し、避難所におけるまん延防止対策に努める。
- (11) 村は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的方法をあらかじめ定める。

## 2 初動期

初動期は、「第2段階（国内発生早期）」及び「第3段階（感染拡大期）」のごく初期に該当する。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置
  - ア 国や県が対策本部を設置した場合、村は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
  - イ 村は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を準備する。
  - ウ 村は、迅速な対策の実施に必要な予算の確保のため、効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討する。
- (2) 村における情報提供・共有について  
村民が必要とする情報提供・共有を行う。
- (3) 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有について  
村は、新型インフルエンザ等の村民の健康観察に関して県から協力を求められた場合、可能な範囲で対応を行う。
- (4) 政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。
  - ア 村は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行

うことができなくなった場合、県に対し、新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

イ 村は、その区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要がある場合は、他の市町村又は県に対して応援を求める。

(5) 財政上の措置

村は、国からの財政支援を有効に活用するなど必要な対策を実施する。

(6) 緊急事態措置の検討等について

ア 村は、緊急事態宣言が出された時、直ちに村対策本部を設置する。

イ 村は、村の区域内に緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を検討する。

(7) 村は、国内でのまん延防止対策について国からの要請を受けて、業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。

(8) 村は、村民等からの相談に応じるための相談体制を整備する。

(9) 村は、村民が自主的に健康管理の目的で行う検査キットの一部助成を薬剤師会と調整し実施を検討する。

(10) 接種体制の構築

ア 村は、ワクチン配送業者を手配する。

イ 村は、予防接種の健康管理システムへの記録に関して、国や県の通知を元にシステム改修を行う。

ウ 村は、医療機関と連携し、接種体制を構築する。

(10) 村は、各施設や職場、店舗、宿泊施設等において感染拡大防止対策を取ることができるよう支援する。

### 3 対応期

対応期は、「第3段階（感染症拡大期、まん延期、回復期）」及び「第4段階（小康期）」に該当する。

(1) 村は、引き続き村民に対して必要な情報提供や共有を行う。

(2) 村は、新型インフルエンザ等の村民の健康観察に関して県から協力を求められた場合、可能な範囲で対応を行う。

(3) 村は、感染症対策物資について管理を行い、必要時調達する。

(4) 村は、医療機関や介護施設等の感染症対策物資について、情報提供や支援を行う。

(5) ワクチン接種

- ア 村は、医療機関と連携し、スムーズに接種ができるように体制を維持する。
- イ 村は、村民がワクチンに対する正確な情報が得られるよう体制を整備する。
- ウ 予防接種により健康被害が生じた場合、健康被害救済が受けられることの情報提供を行い、救済制度の申請を受け付け、進達する。

(6) 村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を実施する。

(7) 遺体の火葬・安置、埋葬・火葬の特例

- ア 村は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるとともに、葬儀業者に遺体の搬送について要請する。
- イ 村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が準備できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ウ 村は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- エ 村は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- オ 村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- カ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、村は臨時遺体安置所の拡充について早急に対応を行うとともに、県から火葬場の火葬能力について情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、村は、国や県と連携し特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(8) 村は、感染拡大防止と経済活動が両立できるよう支援を行う。

- ア 村は、村民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 村は、事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、村民の生活及び地域経済の安定を図るため、影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性に留意した上で効果的に実施する。

ウ 建設課及び上下水道を管轄する関係部署は、新型インフルエンザ等緊急措置において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を実施する。

(9) 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われた場合は、その旨を村民や関係機関に知らせる。

(10) 村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、村対策本部を廃止する。

別表1： 感染症発生時の各課の役割

部（責任者）	構成課	担当業務（概要）
企画調整部 （総務課長）	総務課 村民課 会計室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部員会議の運営</li> <li>・全庁的な情報の集約</li> <li>・広報</li> <li>・マスコミ及び議会対応</li> <li>・本部事務局内の人員調整、予算措置</li> <li>・その他、公衆衛生対策部、村民の生活・経済機能維持部が所管しない業務</li> </ul>
公衆衛生対策部 （村民課長）	村民課 診療所 教育委員会事務局 消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内外の流行状況の把握</li> <li>・健康相談（相談窓口）</li> <li>・福祉施設、学校等の感染拡大防止対策（自粛要請など県と協力）</li> <li>・水際対策、疫学調査（県と協力）</li> <li>・帰国者・接触者外来等診療体制の整備（県と協力）</li> <li>・院内感染対策</li> <li>・入院医療、重症化医療、臨時医療施設の設置（県と協力）</li> <li>・要援護者対策</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬、ワクチン、簡易検査キットの受給調整及び流通の確保（県と協力）</li> <li>・ワクチン接種受託医療機関、接種スケジュール等接種体制の整備</li> <li>・その他、公衆衛生を確保するために必要な業務</li> </ul>
村民の生活・ 経済機能維持部 （総務課長）	観光振興課 産業課 建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民の生活・経済機能維持（村民・事業者の支援策を含む）に関する各部局の情報集約・調整、全体方針の提示</li> <li>・ライフラインの維持（上下水道、食料の供給、電力の確保、運輸・交通の維持、通信手段の維持）、安全保障、その他、村民の生活・経済機能維持に必要な業務（県と協力）</li> <li>・事業者等による事業継続計画の実施、事業者等に対する業務継続支援、その他、経済機能の維持に必要な業務（県と協力）</li> <li>・その他、村民の生活・経済機能を維持するために必要な業務</li> </ul>

## 別表 2 : 感染症発生時優先業務の整理

白川村業務継続計画（BCP）【新型コロナウイルス感染症対策編】 3 緊急時優先業務の整理に基づき、感染症発生時の優先業務を整理する。

### ① 継続業務（優先区分A）

村民の生命を守り又は村民生活を維持するために中断することができない業務とする。

ア 村民の生命と身体を保護する業務

イ 停止すると村民生活に明らかな支障をきたすと認められる業務

ウ 法令等により中断することができない業務

エ 村の基盤の維持に関する業務

### ② 縮小業務（優先区分B）

感染拡大防止のため、規模などを縮小し、又は延期することが可能な業務で、体制を縮小して実施しても村民生活等に与える影響が比較的少ない業務とする。

### ③ 休止業務（優先区分C）

感染拡大防止のため、人が集まる機会を減らすことを目的とし、積極的に休止、又は中止することが適切な業務及び他課への人的応援のために休止する業務で、休止、又は中止しても村民生活に支障を恐れが低い業務とする。

所属	事務分掌	優先度ランク
総務課	議会提出議案の調整及び村議会との連絡調整に関すること	A
	行政及び給与に関すること	A
	情報公開及び個人情報保護に関すること	B
	消防防災、遭難対策及び交通安全対策に関すること	A
	情報通信等に関すること	A
	税に関すること	A
	選挙管理委員会に関すること	C (A)
	財産管理に関すること	C
	法定外公共物の譲渡に関すること	C
	村営住宅の運営に関すること	B
	統計及び消費者行政に関すること	C
	広報広聴に関すること	C

所属	事務分掌	優先度ランク	
総務課	環境衛生、廃棄物及び公害に関すること	B	
	女性政策に関すること	C	
	入札執行に関すること	B	
	新庁舎建設に関すること	B	
	その他、他の課に属しない事項に関すること	B	
財政課	予算及び財政に関すること	B	
	行政改革に関すること	C	
	過疎及び辺地計画に関すること	B	
	監査委員会に関すること	C	
	固定資産評価審査委員会に関すること	C	
村民課	社会福祉に関すること	A	
	民生委員等に関すること	B	
	保健衛生に関すること	A	
	白川村社会福祉協議会の連絡調整に関すること	A	
	診療所に関すること	A	
	戸籍住民基本台帳に関すること	A	
	国民年金に関すること	A	
	火葬場の維持管理に関すること	B	
	感染症その他の防疫に関すること	A	
	国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療に関すること	A	
	産業課	農業、畜産及び水産に関すること	A
		農業委員会に関すること	C
		林業に関すること	B
狩猟及び鳥獣に関すること		A	
飛騨高山森林組合との連絡調整に関すること		C	
地籍調査に関すること		C	
企業誘致・起業者支援に関すること		B	
特産品開発振興に関すること		C	
ふるさと納税に関すること		B	
その他農林水産業振興に関すること	B		
建設課	一般土木に関すること	A	

所属	事務分掌	優先度ランク
建設課	村の建設工事及び検査等に関すること	B
	林道、橋梁、水路及び普通河川の維持管理に関すること	A
	国県及び関連市町村等との交通体系の連絡調整に関すること	A
	治山、林道及び白山林道の維持管理に関すること	B
	簡易水道及び下水道の維持管理及び運営に関すること	A
	村の建設工事及び検査等に関すること	B
	道の駅に関すること	B
	自動車道対策に関すること	C
	観光振興課	総合計画及び土地利用計画に関すること
	地域計画及び調査と調整に関すること	C
	広域行政に関すること	B
	開発事業の規制及び調整に関すること	C
	国際交流に関すること	C
	公共交通に関すること	B
	商工業に関すること	A
	雇用等に関すること	A
	観光振興及び観光情報の収集提供に関すること	B
	イベント振興に関すること	C
	観光施設の維持管理及び運営に関すること	B
	温泉施設の運営に関すること	B
	移住・定住に関すること	C
	地域おこし協力隊に関すること	B
教育委員会	教育委員会の会議及び事務に関すること	B
	儀式、ほう賞及び表彰に関すること	C
	教育委員会一般の基本計画の企画及び調整に関すること	B
	教育に係る統計に関すること	C
	教育に関する法人及び育英奨学に関すること	C
	学校施設（一貫教育）・学校運営・教職員に関すること	B
	教育財産の管理、統括に関すること	C
	教育行政に関する相談に関すること	B
	スクールバスに関すること	B

所属	事務分掌	優先度ランク
教育委員会	学校給食センターに関すること	A
	教育計画及び指導に関すること	C
	障がい児適正就学指導に関すること	B
	教科書採択事務に関すること	C
	教育振興事業に関すること	B
	教職員研修、指導者研修に関すること	C
	コミュニティ・スクールに関すること	C
	生涯学習の啓発及び普及に関すること	C
	社会教育の推進に関すること	B
	女性青少年に関すること	C
	人権同和教育に関すること	C
	公民館に関すること	B
	芸術・文化の進行に関すること	C
	スポーツ施設・普及指導に関すること	C
	乳幼児学級に関すること	B
	文化財に関すること	B
	伝統的建造物群保存地区の保存に関すること	C
	世界遺産に関すること	C
	世界遺産合掌造り保存財団の指導に関すること	C
	保育園の設置、管理及び運営に関すること	A (C)